

熊本市公報

第 1352 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
熊本市総務局総務課
発行日 毎月 15 日・末日

目 次 告 示

○差押解除通知書及び参加差押解除通知書の公示送達 (告示第 282 号)	775
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 283 号)	775
○包括外部監査契約の締結 (告示第 284 号)	775
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 285 号)	776
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 286 号)	776
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 287 号)	776
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止 (告示第 288 号)	777
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 289 号)	777
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 290 号)	777
○屋外広告物法による保管した広告物又は掲出物 (告示第 292 号)	777
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (告示第 293 号)	778
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 294 号)	778
○介護保険法による地域密着型サービス事業者の指定 (告示第 296 号)	778
○放置自転車の売却等 (告示第 297 号)	779
○市税督促状の公示送達 (告示第 298 号)	779
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 299 号)	779
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 300 号)	779
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 301 号)	780
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 302 号)	780
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 303 号)	780
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 304 号)	780
○県道の区域変更 (告示第 305 号)	781
○市墓地使用の公募 (告示第 306 号)	781
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 307 号)	781
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 308 号)	782
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 309 号)	782
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 310 号)	782
○認可地縁団体の告示事項の一部変更 (告示第 311 号)	782
○介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (告示第 313 号)	783
○都市計画の決定及び縦覧 (告示第 314 号)	783
○都市計画の決定及び縦覧 (告示第 315 号)	783
○都市計画の決定及び縦覧 (告示第 316 号)	784
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 317 号)	784

○生活保護法等による介護機関の指定 (告示第 318 号)	784
○生活保護法による介護機関の指定 (告示第 319 号)	785
○生活保護法による指定介護機関の変更 (告示第 320 号)	786
○生活保護法による指定介護機関の廃止 (告示第 321 号)	787
○生活保護法による指定介護機関の休止 (告示第 322 号)	787
○生活保護法等による医療機関の指定 (告示第 323 号)	787
○生活保護法による指定医療機関の変更 (告示第 324 号)	789
○生活保護法による指定医療機関の廃止 (告示第 325 号)	790
○生活保護法による指定医療機関の休止 (告示第 326 号)	790
○生活保護法による指定医療機関の辞退 (告示第 327 号)	791
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定 (告示第 328 号)	791
○障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者に係る指定取消 (告示第 329 号)	791
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定生活介護事業者の指定 (告示第 330 号)	792
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定就労継続支援 A 型事業者の指定 (告示第 331 号)	792
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定居宅介護事業者の指定 (告示第 332 号)	792
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定共同生活援助事業者の指定 (告示第 333 号)	793
○差押調査 (謄本) 及び配当計算書の公示送達 (告示第 334 号)	793

公 告

○都市公園の供用開始 (公告第 310 号)	793
○都市公園の区域変更 (公告第 311 号)	794
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 313 号)	794
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 314 号)	795
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 315 号)	795
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 317 号)	795
○大規模小売店舗立地法による届出 (公告第 320 号)	795
○大規模小売店舗立地法による届出 (公告第 321 号)	796
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 326 号)	796
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 329 号)	797
○道路位置の指定 (公告第 330 号)	797
○道路位置の変更 (公告第 331 号)	798
○道路位置の廃止 (公告第 332 号)	798
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 336 号)	798
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 337 号)	798
○大規模小売店舗立地法による届出 (公告第 338 号)	799
○開発行為に関する工事の完了 (公告第 341 号)	800

中 央 区

○住民票の職権消除 (中央区告示第 5 号)	800
○住民票の職権消除 (中央区告示第 6 号)	800
○住民票の職権消除 (中央区告示第 7 号)	801

東 区

○住民票の職権消除（東区告示第 4 号）	801
○住民票の職権消除（東区告示第 5 号）	801

南 区

○住民票の職権消除（南区告示第 1 号）	801
○住民票の職権消除（南区告示第 2 号）	801
○住民票の職権消除（南区告示第 3 号）	802

上下水道局

○指定給水装置工事事業者の指定（上下水道局告示第 23 号）	802
○指定給水装置工事事業者の指定（上下水道局告示第 24 号）	802
○指定給水装置工事事業者の指定（下水道局告示第 25 号）	802
○給水装置工事の事業の廃止（上下水道局告示第 26 号）	803

教育委員会

○熊本市公民館条例施行規則の一部を改正する規則（教委規則第 6 号）	803
○熊本市教育委員会会議の開催（教委告示第 7 号）	804

監 査

○熊本市長に対する措置請求に関する監査結果（監委公告第 7 号）	804
----------------------------------	-----

人事委員会

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（人委規則第 3 号）	812
○公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（人委規則第 4 号）	813
○平成 25 年度熊本市職員採用試験（上級職等）の実施（熊本市人事委員会公告第 3 号）	813
○平成 25 年度熊本市職員採用選考試験（民間企業等経験者）の実施（熊本市人事委員会公告第 4 号）	814
○平成 25 年度熊本市職員採用選考試験（学芸員…文化財専門職、助産師…看護師）の実施（熊本市人事委員会公告第 5 号）	814

告 示

告示第 282 号

平成 25 年 4 月 16 日

差押解除通知書及び参加差押解除通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び熊本市市税条例（昭和 25 年告示第 89 号）第 13 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達をうけるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（掲載省略）

1 人

2 送達する書類名及び通数

差押解除通知書 1 通

参加差押解除通知書 2 通

告示第 283 号

平成 25 年 4 月 16 日

介護保険法第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370109508	訪問介護ステーション てる照 熊本市南区富合町小岩瀬331	株式会社和剛 熊本市南区富合町小岩瀬331 代表取締役 田端 照子	平成25年 4月30日	訪問介護
4370109508	訪問介護ステーション てる照 熊本市南区富合町小岩瀬331	株式会社和剛 熊本市南区富合町小岩瀬331 代表取締役 田端 照子	平成25年 4月30日	介護予防訪問介護

告示第 284 号

平成 25 年 4 月 16 日

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 の規定に基づき、包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同条第 5 項の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

1 契約期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

2 費用の算定方法

監査費用の額は、包括外部監査契約書別表で定める基本費用の額並びに同表に定めるところにより算定した実費及び執務費用の額を合算した金額とする。

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 立石 和裕

住所 熊本市北区清水新地四丁目 7 番 15 号

4 監査に要する費用の支払方法

包括外部監査契約を締結した者は、監査の結果に関する報告を提出したときは、熊本市長に対し

て監査費用の支払を書面により請求するものとする。

熊本市長は、その必要があると認めるときは、包括外部監査契約を締結した者の書面による請求に基づき基本費用の2分の1に相当する金額の範囲内で、前金払をするものとする。

告 示 第 2 8 5 号

平成 2 5 年 4 月 1 7 日

地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした白藤ニュータウン自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「本会の区域は、熊本市白藤町 5 1 0 番地 1 から 5 1 0 番地 1 0 5 まで、同町 5 6 4 番地 1 から 5 6 4 番地 6 まで、同町 5 6 7 番地 1 から 5 6 7 番地 7 9 まで、同町 6 0 0 番地 1 から 6 0 0 番地 8 0 まで及び同市護藤町 1 番地 1 から同町 1 番地 3 7 までの区域とする。」を「本会の区域は、熊本市南区白藤四丁目 2 番 1 号から 2 番 1 6 号まで、同市同区白藤四丁目 5 番 1 号から 2 3 番 5 号まで、同市同区白藤四丁目 2 4 番 1 号から 2 6 番 4 号までの区域とする。」に改める。

事務所の所在地

「熊本市白藤町 5 1 0 番地 4 2」を「熊本市南区白藤四丁目 2 3 番 3 号」に改める。

代表者の住所

「熊本市白藤四丁目 2 0 番 2 8」を「熊本市南区白藤四丁目 2 0 番 2 8」に改める。

告 示 第 2 8 6 号

平成 2 5 年 4 月 1 7 日

地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした川尻校区第 4 町内会大渡自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「本会の区域は、熊本市川尻町 4 1 4 番地から 5 6 9 番地 9 3 まで、及び熊本市野田町 2 5 8 番地 2、2 5 8 番地 4、3 1 0 番地 6、3 1 0 番地 7、3 1 1 番地から 3 1 1 番地 6、6 4 1 番地、6 4 1 番地 5、6 4 1 番地 8 までの区域とする。」を「本会の区域は、熊本市南区野田二丁目 2 2 番 1 号、3 8 号、野田二丁目 2 6 番 1 号、2 号、1 7 号及び野田二丁目 2 7 番 2 2 号から 2 6 号までの区域とする。」に改める。

事務所の所在地

「熊本市川尻町 5 6 9 番地 6 4」を「熊本市南区川尻六丁目 8 番 4 号」に改める。

代表者の住所

「熊本市川尻六丁目 8 番 4 号」を「熊本市南区川尻六丁目 8 番 4 号」に改める。

告 示 第 2 8 7 号

平成 2 5 年 4 月 1 7 日

地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした榎津区自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

区域

「本区の区域は、富合町大字榎津 1 9 番から同大字榎津 1 3 8 1 番、富合町大字清藤 4 9 4 番 5 から 4 9 4 番 1 4 とする。」を「本区の区域は、熊本市南区富合町榎津 1 9 番から同榎津 1 3 8 1 番、熊本市南区富合町清藤 4 9 4 番 5 から 4 9 4 番 1 4 とする。」に改める。

主たる事務所の所在地

「本区の事務所は、榎津区公民館所在地、榎津 2 7 5 番地に置く」を「本会の事務所は、榎津区公民館所在地、熊本市南区富合町榎津 2 7 5 番地に置く。」に改める。

告 示 第 2 8 8 号

平成 2 5 年 4 月 1 7 日

介護保険法第 7 5 条 2 項の規定による届出がされたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則第 1 3 1 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
4 3 7 2 3 0 0 6 9 1	祥麟館ホームヘルパー 熊本市南区城南町沈目 1 5 1 3	社会福祉法人恵春会 熊本市南区城南町沈目 1 5 0 2 理事長 小林 佳之	平成 2 5 年 3 月 3 1 日	訪問介護 介護予防 訪問介護

告 示 第 2 8 9 号

平成 2 5 年 4 月 1 7 日

地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした託麻西校区第 7 町内自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及びその内容

「中川 隆康 熊本市東区御領一丁目 2 番 5 7 号」を「若松 昭光 熊本市東区御領一丁目 1 2 番 7 7 号」に改める

告 示 第 2 9 0 号

平成 2 5 年 4 月 1 7 日

地方自治法第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした託麻北六町内神園自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「上野 育夫 熊本市東区神園一丁目 8 番 1 2 号」を「浜口 直利 熊本市東区神園二丁目 4 番 6 6 号」に改める

告 示 第 2 9 2 号

平成 2 5 年 4 月 1 8 日

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
4月4日	はり札等	1	江越	4月5日
4月5日	はり札等	9	下南部	4月6日
4月8日	はり札等	2	長嶺	4月9日
4月9日	はり札等	3	麻生田	4月10日
	はり札等	1	川尻	
4月15日	はり札等	1	白山	4月16日
保管場所 熊本市花畑別館 (熊本市中央区花畑町3-1)				

告示第 293 号

平成 25 年 4 月 18 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 85 条及び同法施行規則第 133 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4370109516	居宅介護支援事業所かなえ 熊本市北区龍田九丁目 4 番 34 号 丸利ビル 102 号	有限会社優愛 熊本市中央区下通一丁目 6 番 21 -405 号 取締役 重岡 千賀子	平成 25 年 4 月 16 日	居宅介護 支援

告示第 294 号

平成 25 年 4 月 18 日

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした沖新町 7 町内自治会から、同条第 11 項の規定する変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「立川 重治 熊本市西区沖新町 4889-4」を「藤本 行安 熊本市西区沖新町 4718」に改める。

告示第 296 号

平成 25 年 4 月 19 日

介護保険法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条の 11 及び同法施行規則第 31 条の 14 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
---------------	-------------	------------------------------	-------	---------

4390101 311	訪問介護看護センター桜十字 熊本市南区御幸木部一丁目1-1	医療法人 桜十字 熊本市南区御幸木部一丁目1-1 理事長 西川 朋希	平成25年 4月22日	定期巡回・随時 対応型訪問介 護看護
----------------	----------------------------------	--	----------------	--------------------------

告 示 第 2 9 7 号

平成 25 年 4 月 22 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例(昭和60年条例第31号)第12条、第13条第2項及び第16条第1項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第14条第2項及び第16条第2項並びに同条例施行規則(昭和61年3月11日規則第7号)第18条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第17条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項(登載省略)
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成25年4月22日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 96台

告 示 第 2 9 8 号

平成 25 年 4 月 22 日

平成24年度市税督促状の送達を受けるべき者の住所又は居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び熊本市税条例(昭和25年告示第89号)第13条の規定に基づき告示する。

なお、督促状は熊本市財政局納税課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

- 1 督促状送達の効力の発生日
この掲示を始めた日から起算して7日を経過した日
- 2 督促状の送達を受けるべき者の住所及び氏名(登載省略)
 - (1) 市県民税(普通徴収) 8件
 - (2) 市県民税(特別徴収) 5件
 - (3) 法人市民税 4件

告 示 第 2 9 9 号

平成 25 年 4 月 23 日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした川上校区第11町内自治会から、同条第11項に規定する変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸山政史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「森本 教敏 熊本市北区西梶尾町812番地5」を「草尾 文隆 熊本市北区西梶尾町534番地2」に改める。

告 示 第 3 0 0 号

平成 25 年 4 月 23 日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項及び第2項に基づき認可をした舞尾

自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「中村 光秋 熊本市北区植木町舞尾 7 2 0 番地」を「河原 洋三 熊本市北区植木町舞尾 6 6 0 番地」に改める。

告 示 第 3 0 1 号

平成 2 5 年 4 月 2 3 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした西里校区 2 1 町内自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「暦利 正名熊本市貢町 4 4 番地 4」を「境 美能留 熊本市北区貢町 6 7 5 番地 3」に改める。

告 示 第 3 0 2 号

平成 2 5 年 4 月 2 3 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした南陽台団地自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「村上 芳一 熊本市北区梶尾町 1 1 0 7 番地 8 2」を「小島 輝夫 熊本市北区梶尾町 1 1 0 7 番地 3 4」に改める。

告 示 第 3 0 3 号

平成 2 5 年 4 月 2 3 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした伊知坊自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「小森田 正春 熊本市北区植木町舟島 2 3 5 番地」を「田中 忠正 熊本市北区植木町伊知坊 3 8 5 番地 3」に改める。

告 示 第 3 0 4 号

平成 2 5 年 4 月 2 3 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした嘉村区自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「中島 健治 熊本市北区植木町米塚 4 9 0 番地」を「西田 志誠 熊本市北区植木町米塚 4 7 3 番地 2」に改める。

告 示 第 3 0 5 号

平成 2 5 年 4 月 2 4 日

県道の区域を次のように変更するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

道路の種類	路 線 名	道 路 の 区 域			
		区 間	旧新の別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
一般県道	熊本浜線	南区良町一丁目 8 6 地先から 南区良町一丁目 1 2 8 番 3 地先まで	旧	5. 7 ～ 8. 9	2 5 5. 4
		南区良町一丁目 8 6 番地先から 南区良町一丁目 1 2 8 番 3 地先まで	新	8. 6 ～ 1 1. 5	2 5 5. 4

告 示 第 3 0 6 号

平成 2 5 年 4 月 2 4 日

熊本市墓地条例（昭和 3 9 年条例第 3 4 号）第 4 条の規定による墓地使用の公募を次のとおり実施するので、同条第 1 項の規定により告示する

熊本市長 幸 山 政 史

1 公募の期間

平成 2 5 年 5 月 7 日から平成 2 5 年 1 1 月 2 2 日まで

（土曜・日曜・祝日を除く）

2 公募する墓地の名称及び位置

熊本市桃尾墓園

熊本市東区戸島町

3 公募する区画数

4 m² 3 7 区画

5 m² 2 1 3 区画

4 申込方法

本庁健康福祉政策課、区役所福祉課、総合出張所、出張所、市営墓地で配布する募集要項に添付している申請書に必要事項を記入し、健康福祉政策課、区役所福祉課または総合出張所へ持参する。

告 示 第 3 0 7 号

平成 2 5 年 4 月 2 4 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした大鳥居町自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次の

とおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「齊藤 勇二 熊本市北区大鳥居町 5 8 6 番地 2」を「中山 浩 熊本市北区大鳥居町 2 9 6 番地」に改める。

告 示 第 3 0 8 号

平成 2 5 年 4 月 2 4 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした尾当自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「加藤 雄二 熊本市北区改寄町 2 4 9 0 番地 2」を「大東 和博 熊本市北区改寄町 2 4 0 6 番地 5」に改める。

告 示 第 3 0 9 号

平成 2 5 年 4 月 2 4 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした桜ヶ丘ニュータウン自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「清田 貴司 熊本市北区植木町滴水 2 0 3 番地 1 2」を「石塚 明 熊本市北区植木町滴水 2 0 5 番地 1 2」に改める。

主たる事務所の所在地

「熊本市北区植木町滴水 2 0 3 番地 1 2」を「熊本市北区植木町滴水 2 0 5 番地 1 2」に改める。

告 示 第 3 1 0 号

平成 2 5 年 4 月 2 4 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした那知区自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「藤本 潔 熊本市北区植木町那知 2 7 5 番地」を「大山 精一 熊本市北区植木町那知 2 6 番地」に改める。

告 示 第 3 1 1 号

平成 2 5 年 4 月 2 4 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項及び第 2 項に基づき認可をした内目自治会から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとお

り告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

「清田 正文 熊本県鹿本郡植木町大字轟 2 3 7 番地」を「松永 元弘 熊本市北区植木町轟 1 0 1 8 番地」に改める。

告 示 第 3 1 3 号

平成 2 5 年 4 月 2 5 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第 8 5 条及び同法施行規則第 1 3 3 条の 2 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに 代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4370109524	早 プランニング 熊本市中央区出水八丁目 29番39-1号	合同社慶 熊本市中央区出水八丁目29番39-1 号 代表社員 杉本 宏	平成 2 5 年 5 月 1 日	居宅介護支 援

告 示 第 3 1 4 号

平成 2 5 年 4 月 2 5 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 9 条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画地区計画 佐土原 3 丁目地区地区計画
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市東区佐土原三丁目の一部
- 3 縦覧場所
熊本市都市建設局都市政策課

告 示 第 3 1 5 号

平成 2 5 年 4 月 2 5 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 9 条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画地区計画 近見 6 丁目地区地区計画
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市南区近見六丁目の一部
- 3 縦覧場所
熊本市都市建設局都市政策課

告 示 第 3 1 6 号

平成 2 5 年 4 月 2 5 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 9 条第 1 項の規定により都市計画を決定したので、同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 都市計画の種類
熊本都市計画地区計画 楠 6 丁目地区地区計画
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
熊本市北区楠六丁目の一部
- 3 縦覧場所
熊本市都市建設局都市政策課

告 示 第 3 1 7 号

平成 2 5 年 4 月 2 5 日

介護保険法第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4 3 7 0 1 0 9 5 4 0	介護サービスたんぽぽ 熊本市西区上代一丁目 1 9 番 1 0 号	有限会社リハビリ介護研究所 熊本市西区上代一丁目 1 9 番 1 0 号 取締役 玉垣 均	平成 2 5 年 5 月 1 日	訪問介護
4 3 7 0 1 0 9 5 4 0	介護サービスたんぽぽ 熊本市西区上代一丁目 1 9 番 1 0 号	有限会社リハビリ介護研究所 熊本市西区上代一丁目 1 9 番 1 0 号 取締役 玉垣 均	平成 2 5 年 5 月 1 日	介護予防訪問介護

告 示 第 3 1 8 号

平成 2 5 年 4 月 2 6 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 1 項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第 5 5 号の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
居宅介護支援事業所 栞 熊本市東区錦ヶ丘 2 7 番 2 0 号 Nプロップ合同会社 代表社員 中島 秀太郎	居宅介護支援	平成 2 5 年 4 月 1 日
訪問介護ステーション介護 2 4 熊本おひさま 熊本市中央区本山東二丁目 7 番 1 2 号野中ビル 1 0 2 号室 合同会社サン・エムシー 代表者 和田 正則	訪問介護・介護予防訪問介護	平成 2 5 年 3 月 1 8 日

あゆむ訪問介護ステーション 熊本市西区上熊本三丁目5-36 株式会社 歩 代表取締役 野本 陽美	訪問介護・介護予防訪問 介護	平成25年3月26日
株式会社フロンティア熊本営業所 熊本市南区流通団地2-20-1センコービル2階 株式会社フロンティア 代表取締役 重森 裕之	福祉用具貸与・介護予防 福祉用具貸与、特定福祉 用具販売・特定介護予防 福祉用具販売	平成25年4月1日
きらく苑 熊本市中央区出水七丁目26番地1 株式会社愛仁福社会 代表取締役 宮崎 鉄也	通所介護・介護予防通所 介護	平成25年4月1日
居宅介護支援事業所 上熊本苑 熊本市西区上熊本三丁目12番24号 社会福祉法人 愛誠会 理事長 河本 妙子	居宅介護支援	平成25年4月1日
グループホーム ライフ上熊本 熊本市西区花園一丁目4番2号 株式会社クボタライフ九州 代表取締役 小林 雅子	認知症対応型共同生活 介護・介護予防認知症対 応型共同生活介護	平成25年4月3日
複合型サービス みやび苑 熊本市南区八幡八丁目4-20 有限会社トータルライフケア 取締役 奥村 好誠	複合型サービス	平成25年4月2日
しらふじ調剤薬局 熊本市南区白藤五丁目876-6 有限会社 呉服薬局 代表取締役 鬼崎 信文	介護予防居宅療養管理 指導	平成25年4月2日
シモカワ黒髪調剤薬局 熊本市中央区黒髪六丁目13番30号 株式会社下川薬局 代表取締役 下川 泰	居宅療養管理指導・介護 予防居宅療養管理指導	平成25年4月9日
介護付き有料老人ホームさわらびⅡ 熊本市北区龍田町弓削867番地1 社会福祉法人熊本菊寿会 理事長 山田 千恵子	特定施設入居者生活介 護・介護予防特定施設入 居者生活介護	平成25年4月15日
東海クリニック 熊本市東区新南部三丁目7-75 東海クリニック 院長 濱岡 昭博	居宅療養管理指導・介護 予防居宅療養管理指導	平成25年4月15日

告示第319号
平成25年4月26日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護を担当する機関を指定したので、生活保護法第55条の2第1号の規定により告示する。

熊本市長 幸山 政史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	事業の種類	指定年月日
歩行リハビリセンターHOKORU 熊本市東区月出二丁目4番42号 株式会社ISIGN 代表 国中 優治	通所介護・介護予防通所介護	平成25年4月11日

告示第 3 2 0 号

平成 2 5 年 4 月 2 6 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

	介護機関名称・所在地・開設者氏名	変更年月日	変更事由
新	介護機関名称：訪問介護ステーション椿 熊本事業所 所在地：熊本市中央区紺屋阿弥陀寺町10番地 千里殖産ビル3-C 開設者：株式会社 住心 ヘルパー蘭々熊本事業所 代表取締役 山下 明美	平成25年4月1日	名称・所在地変更
旧	介護機関名称：ヘルパー蘭々熊本事業所 所在地：熊本市中央区水前寺一丁目18-1 開設者：株式会社 住心 ヘルパー蘭々熊本事業所 代表取締役 山下 明美		
新	介護機関名称：せいら調剤薬局 所在地：熊本市東区下江津二丁目13-18 開設者：株式会社九品寺ファーマ 代表取締役 山下 隆雄	平成25年4月1日	名称・その他変更
旧	介護機関名称：スマイル調剤薬局 所在地：熊本市東区下江津二丁目13-18 開設者：株式会社ネクストファーマ 代表取締役 宇野 宏		
新	介護機関名称：居宅介護支援センター 保田窪 所在地：熊本市東区保田窪三丁目23番15号 開設者：株式会社 真和福社会 代表取締役 田端 誠四郎	平成25年4月1日	所在地変更
旧	介護機関名称：居宅介護支援センター 保田窪 所在地：熊本市東区保田窪三丁目13番地66 開設者：株式会社 真和福社会 代表取締役 田端 誠四郎		
新	介護機関名称：訪問介護ステーション 保田窪 所在地：熊本市東区保田窪三丁目23番15号 開設者：株式会社 真和福社会 代表取締役 田端 誠四郎	平成25年4月1日	所在地変更
旧	介護機関名称：訪問介護ステーション 保田窪 所在地：熊本市東区保田窪三丁目13番地66 開設者：株式会社 真和福社会 代表取締役 田端 誠四郎		

新	介護機関名称：鈴蘭訪問介護センター 所在地：熊本市南区御幸笹田二丁目 16-43-103 開設者：鈴蘭訪問介護センター 代表取締役 梨田 直基	平成 25 年 4 月 1 日	所在地変更
旧	介護機関名称：鈴蘭訪問介護センター 所在地：熊本市南区田迎三丁目 4-21 開設者：鈴蘭訪問介護センター 代表取締役 梨田 直基		

告 示 第 3 2 1 号

平成 25 年 4 月 26 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
居宅介護支援事業つばさ 熊本市東区新外三丁目 1-6 有限会社ハートフルサポート 代表取締役 橋口 一博	平成 25 年 3 月 31 日
株式会社ハートウェル熊本店 熊本市南区流通団地 2-20-1 センコービル 2 階 株式会社ハートウェル 代表取締役 猪阪 典生	平成 25 年 3 月 31 日

告 示 第 3 2 2 号

平成 25 年 4 月 26 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定により次の指定介護機関から休止の届出があったので、同法第 55 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護機関名称・所在地・開設者氏名	休止年月日
うすば通所介護事業所 熊本市南区薄場二丁目 10 番 2 号 特定非営利活動法人 わいわい 理事長 中西 ケサト	平成 25 年 3 月 29 日

告 示 第 3 2 3 号

平成 25 年 4 月 26 日

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当する機関を指定したので、生活保護法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(医科)		
なかむら皮膚科形成外科 熊本市東区長嶺南五丁目1-3 中村 徳志	皮膚科、形成外科	平成25年3月1日
藤木眼科 熊本市東区戸島西三丁目2-45 医療法人藤木会 藤木 清浩	眼科	平成25年3月1日
新屋敷在宅クリニック 熊本市中央区新屋敷二丁目13-12コート新屋敷302号 花輪 健郎	内科、整形外科	平成25年3月1日
(歯科)		
小佐井歯科医院 熊本市北区植木字西一丁目14番地2、15番地1、15番地2 境 大助	歯科、小児歯科、矯正 歯科、口腔外科	平成25年3月1日
おひさま歯科クリニック 熊本市中央区帯山四丁目3-18 澤幡 佳孝	歯科	平成25年3月27日
外科眼科 何医院 熊本市南区幸田二丁目7-30 医療法人社団英会 理事長 何 俊介	歯科	平成25年4月1日
臣歯科診療所 熊本市中央区大江四丁目19-20 平島 将臣	歯科、歯科口腔外科	平成25年4月1日
医療機関名称・所在地・開設者氏名	診療科目	指定年月日
(歯科)		
ワタナベ歯科医院 熊本市西区蓮台寺五丁目3番45号 渡邊 悟朗	歯科、小児歯科、歯科 口腔外科	平成25年4月2日
(柔道整復)		
さくらんぼ整骨院 熊本市中央区水道町2-7-701 施術者：竹田 篤史	柔道整復	平成25年3月27日
さくらんぼ整骨院 熊本市中央区水道町2-7-701 施術者：中川 慈	柔道整復	平成25年3月27日
(あん摩・マッサージ)		
安枝鍼灸治療院 熊本市東区小山二丁目19-5 安枝 六郎	あんま・マッサージ	平成25年4月10日

(はり・きゅう)		
福田鍼灸院 熊本市南区川口町2694 施術者 福田 祐一	はり・灸	平成25年4月1日

告示第 3 2 4 号

平成 2 5 年 4 月 2 6 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名		変更年月日	変更事由
(診療)			
新	すえふじ医院 熊本市中央区出水一丁目5-38 医療法人社団 藤榮会 理事長 末藤榮一	平成25年4月1日	名称変更
旧	末藤小児科医院 熊本市中央区出水一丁目5-38 医療法人社団 藤榮会 理事長 末藤榮一		
(薬局)			
新	せいら調剤薬局 熊本市東区下江津二丁目13-18 株式会社九品寺ファーマ 代表取締役 山下 隆雄	平成25年4月1日	名称・開設者 変更
旧	スマイル調剤薬局 熊本市東区下江津二丁目13-18 株式会社ネクストファーマ 代表取締役 宇野 宏		
(あんま・マッサージ)			
新	のり鍼灸治療院 熊本市中央区萩原町1-15 JKKビル401号 のり鍼灸治療院 施術者：前田 則浩	平成25年4月15日	所在地変更
旧	のり鍼灸治療院 熊本市中央区南熊本三丁目13-12 サウス清香102 のり鍼灸治療院 施術者：前田 則浩		
(はり・きゅう)			
新	のり鍼灸治療院 熊本市中央区萩原町1-15 JKKビル401号 のり鍼灸治療院 施術者：前田 則浩	平成25年4月15日	所在地変更
旧	のり鍼灸治療院 熊本市中央区南熊本三丁目13-12 サウス清香102 のり鍼灸治療院 施術者：前田 則浩		
(はり・きゅう)			
新	安枝鍼灸治療院 熊本市東区小山二丁目19-5 安枝鍼灸治療院 施術者：安枝 六郎	平成25年4月10日	名称・所在地 変更

旧	鍼灸マッサージセンター悠々 熊本市中央区出水一丁目 8-20 鍼灸マッサージセンター悠々 施術者：安枝六郎		
---	---	--	--

告示 第 3 2 5 号

平成 2 5 年 4 月 2 6 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	廃止年月日
(医科)	
中村クリニック 熊本市中央区帯山五丁目 20-40 中村 徳志	平成 2 5 年 2 月 2 8 日
藤木眼科 熊本市東区戸島西三丁目 2-45 藤木 清浩	平成 2 5 年 2 月 2 8 日
龍田在宅あんしんクリニック 熊本市北区龍田八丁目 9-72 レジデンス松岡 1 花輪 健郎	平成 2 5 年 2 月 2 8 日
末藤内科循環器科 熊本市中央区出水一丁目 5-38 医療法人社団 藤榮会 理事長 末藤 久和	平成 2 5 年 3 月 3 1 日
(歯科)	
小佐井歯科医院 熊本市北区植木町植木 215 境 義紹	平成 2 5 年 2 月 2 8 日
杉野歯科医院 熊本市西区春日二丁目 13 番 3 号 杉野 陽二郎	平成 2 5 年 3 月 3 1 日
(薬局)	
有限会社中村盛大堂薬局 熊本市中央区琴平二丁目 1-32 有限会社中村盛大堂薬局 代表取締役 中村 昭彦	平成 2 5 年 3 月 3 1 日

告示 第 3 2 6 号

平成 2 5 年 4 月 2 6 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から休止の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 2 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	休止年月日
(医科)	
橋本外科医院 熊本市北区植木町亀甲 459-1	平成 2 5 年 3 月 3 1 日

橋本 純一

告 示 第 3 2 7 号

平成 2 5 年 4 月 2 6 日

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 1 条第 1 項の規定により次の指定医療機関から辞退の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 第 3 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

医療機関名称・所在地・開設者氏名	辞退年月日
(あん摩・マッサージ)	
かよこクリニック 熊本市中央区上通町 1 - 1 7 ソネットビル 2 F 中村 憲史	平成 2 5 年 4 月 3 0 日

告 示 第 3 2 8 号

平成 2 5 年 4 月 2 6 日

介護保険法第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則第 1 3 1 条の 2 並びに同法第 1 1 5 条の 1 0 及び同法施行規則第 1 4 0 条の 2 3 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの種類
4 3 7 0 1 0 9 5 3 2	光の森リハビリセンター smileースマイレー 熊本市北区龍田町弓削 8 6 7 番地 1	合同会社 EMI AS 熊本市北区龍田町弓削 8 6 7 番 地 1 代表社員 松井 亨	平成 2 5 年 5 月 1 日	通所介護
4 3 7 0 1 0 9 5 3 2	光の森リハビリセンター smileースマイレー 熊本市北区龍田町弓削 8 6 7 番地 1	合同会社 EMI AS 熊本市北区龍田町弓削 8 6 7 番 地 1 代表社員 松井 亨	平成 2 5 年 5 月 1 日	介護予防通所介護

告 示 第 3 2 9 号

平成 2 5 年 4 月 3 0 日

障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 0 条第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消したので、同法第 5 1 条第 4 号の規定により公示する。

熊本市長 幸 山 政 史

事業者の名称 主たる事務所の所在地及び 代表者の氏名	事業所の名称 所在地	取消年月日	サービスの種類
特定非営利活動法人みらい 熊本市西区松尾町上松尾 1 8 番 1 松江 弘資	特定非営利活動法人みらい 熊本市西区松尾町上松尾 1 8 番 1	平成 2 5 年 4 月 3 0 日	就労継続支援 A 型

告 示 第 3 3 0 号

平成 2 5 年 4 月 3 0 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の指定生活介護事業者を指定したので、同法第 5 1 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

事業者の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称 所在地	主たる対象とする障害の種類	指定年月日
特定非営利活動法人 一新まちづくりの会 熊本市中央区新町三丁目 6 番 3 0 号-4 0 1 理事長 北村 直登	生活介護事業所 はーとらんど 熊本市中央区新町三丁目 6 番 3 0 号-2 0 1	知的障害者 精神障害者	平成 2 5 年 5 月 1 日
NPO 法人 あゆみ 熊本市南区内田町 1 9 7 2 番地 4 理事長 松村 馨	生活介護支援センター あゆみ 熊本市西区中原町 3 7 0 番地 4	身体障害者 知的障害者	平成 2 5 年 5 月 1 日

告 示 第 3 3 1 号

平成 2 5 年 4 月 3 0 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の指定就労継続支援 A 型事業者を指定したので、同法第 5 1 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

事業者の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称 所在地	主たる対象とする障害の種類	指定年月日
一般社団法人 虹 熊本市中央区大江六丁目 7 番 8 号-1 0 1 代表理事 中村 勝庸	障害者就労支援センター 虹 熊本市中央区大江六丁目 7 番 8 号-1 0 1・1 0 2	特定無し	平成 2 5 年 5 月 1 日
輝 合同会社 熊本市西区上代三丁目 5 番 6 9 号 代表社員 藤元 俊輔	サンシャイン 熊本市西区田崎町 4 2 6 番地 5	特定無し	平成 2 5 年 5 月 1 日

告 示 第 3 3 2 号

平成 2 5 年 4 月 3 0 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の指定居宅介護事業者を指定したので、同法第 5 1 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

事業者の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称 所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社日本エルダリーケアサービス 東京都港区芝公園三丁目4番30号 32芝公園ビル7階 代表取締役 森 薫	げんき介護 神水 熊本市中央区神水一丁目38番35鎌田ビル102号	居宅介護 重度訪問介護	平成25年 5月1日
株式会社 ミント介護センター 熊本市東区花立五丁目10番1-901号 代表取締役 田中 景三	ミントケア 熊本市東区花立三丁目13番11シティハイツ花立101号	居宅介護 重度訪問介護	平成25年 5月1日

告示第 3 3 3 号

平成 2 5 年 4 月 3 0 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の指定共同生活援助事業者を指定したので、同法第 5 1 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

事業者の名称 主たる事務所の所在地	事業所の名称 所在地	主たる対象とする障害の種類	指定年月日
一般社団法人 恵灯会 熊本市北区龍田三丁目15番3号 代表理事 大島 ナノミ	グループホーム グレイス 新南部 熊本市東区新南部三丁目7番45号	知的障害者 精神障害者	平成25年 5月1日

告示第 3 3 4 号

平成 2 5 年 4 月 3 0 日

国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 5 4 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 1 3 1 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定に基づき公示する。

なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

送達を受けるべき者の住所及び氏名（掲載省略）

1 人

公 告

公告第 3 1 0 号

平成 2 5 年 4 月 1 6 日

都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、次のように都市公園の供用を開始するので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局北部土木センター総務課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 名称及び位置

名 称		位 置
番 号	公 園 名	
2・641	龍田一丁目公園	熊本市北区龍田一丁目392番10

2 供用開始の期日

平成25年4月16日

公告第311号

平成25年4月16日

熊本市都市公園条例（昭和52年条例第32号）第22条の規定に基づき、次のように都市公園の区域変更をするので公告する。

都市公園の区域に関する関係図書は、熊本市都市建設局北部土木センター総務課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

1 名称及び位置

名 称 (公園種別・街区公園)	位 置	区域	面積 (㎡)
一夜塘公園	熊本市中央区子飼本町 289-1	別紙の とおり	1,134㎡
子飼公園	熊本市中央区黒髪二丁目 726-1ほか	別紙の とおり	3,761㎡
黒髪二丁目公園	熊本市中央区黒髪二丁目 547-1ほか	別紙の とおり	160㎡
黒髪中屋敷公園	熊本市中央区黒髪二丁目 381-1	別紙の とおり	192㎡

(別図略)

区域変更の内容

法務局の不動産登記法第14条地図作成作業に伴い、公園区域の変更。

2 変更の期日

平成25年4月16日

公告第313号

平成25年4月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市東区保田窪三丁目688番1、688番4、688番10

1,640.32平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区保田窪本町5番1号
井本義光

公告第 3 1 4 号
平成 2 5 年 4 月 1 6 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区小山町 1 6 4 0 番 1、1 6 4 0 番 8、1 6 4 0 番 1 0
3 4 9. 8 2 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本県合志市須屋 2 3 5 1 番地 5 2
坂本 三津稀

公告第 3 1 5 号
平成 2 5 年 4 月 1 6 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区御幸笹田七丁目 1 5 8 1 番 1、1 5 8 2 番、1 5 8 3 番 1 及び水路
4, 1 8 3. 8 5 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区御幸木部一丁目 1 番 1 号
医療法人 桜十字
理事長 西川朋希

公告第 3 1 7 号
平成 2 5 年 4 月 1 7 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区長嶺東一丁目 2 7 5 6 番 1 の一部、2 7 5 6 番 3 の一部、2 7 5 7 番 3 の一部
2, 2 3 0. 4 4 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区平成三丁目 1 6 番 2 7 号
株式会社 九建ホーム
代表取締役 福嶋 正夫

公告第 3 2 0 号
平成 2 5 年 4 月 1 9 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 5 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス熊本店
熊本市東区長嶺南四丁目 2 1 7 8 番地 3 5 外 2 筆
- 2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(1) 廃止前 1, 3 3 8 平方メートル
(2) 廃止後 8 9 2 平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1, 0 0 0 平方メートル以下となる日
平成 2 5 年 4 月 1 0 日
- 4 変更する理由
増床計画の変更のため（平成 1 9 年 5 月 1 0 日の届出において、店舗面積を 7 4 6 平方メートルから 1, 3 3 8 平方メートルへ増床する計画としていたが、店舗面積を 7 4 6 平方メートルから 8 9 2 平方メートルへの増床計画に変更したため）
- 5 届出年月日
平成 2 5 年 4 月 9 日

公 告 第 3 2 1 号

平成 2 5 年 4 月 1 9 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 1 1 条第 3 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス熊本店
熊本市東区長嶺南四丁目 2 1 7 8 番地 3 5 外 2 筆
- 2 大規模小売店舗の合併があった年月日
平成 2 0 年 6 月 2 1 日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

承継前	サンクスジャパン株式会社 代表取締役社長 大寫 秀昭 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 9 3 0 番地
承継後	ダイレックス株式会社 代表取締役 大寫 秀昭 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 9 3 0 番地

- 4 大規模小売店舗の合併の理由
ダイレックス株式会社を存続会社、サンクスジャパン株式会社を消滅会社とする吸収合併のため
- 5 大規模小売店舗内の合併に係る店舗面積
1, 3 3 8 平方メートル
- 6 届出年月日
平成 2 5 年 4 月 9 日

公 告 第 3 2 6 号

平成 2 5 年 4 月 2 4 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市北区鶴羽田四丁目 1 1 6 6 番 1

1, 5 0 4. 7 0 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市中央区新屋敷一丁目 1 4 番 2 0 号

株式会社 エイシュ企画

代表取締役 池上 明美

公 告 第 3 2 9 号

平成 2 5 年 4 月 2 5 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区城南町丹生宮字西新畝町 5 8 8 番 2

4 5 1. 1 4 方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区城南町丹生宮 5 9 1 番地

宮田 和実

公 告 第 3 3 0 号

平成 2 5 年 4 月 2 5 日

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定をしたので、同法施行規則（昭和 2 5 年建設省令第 4 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

指定番号 熊本市指令（建指）	指定年月日	道路の位置	幅員 (m)	延長 (m)
第H24-036号	平成25年 1月4日	熊本市中央区出水五丁目651番7	4.02～ 4.52	38.98
第H24-037号	平成25年 1月17日	熊本市東区桜木五丁目309番3, 31 2番5, 里道の一部	4.05	16.55
第H24-038号	平成25年 1月17日	熊本市南区平田二丁目268番, 470 番4, 470番7, 372番の一部, 4 70番8の一部	4.00～ 8.22	54.28
第H24-040号	平成25年 2月14日	熊本市北区龍田七丁目138番5	5.00～ 5.02	34.82
第H24-041号	平成25年 2月20日	熊本市南区島町三丁目635番2, 63 5番3	4.15	34.90
第H24-042号	平成25年 3月11日	熊本市北区高平二丁目688番1	4.02～ 5.02	32.85
第H24-043号	平成25年 3月13日	熊本市東区御領五丁目547番2	4.60	23.30

公 告 第 3 3 1 号

平成 25 年 4 月 25 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を変更したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

	指定番号	指定年月日	道路の位置	幅員 (m)	延長 (m)
前	熊本県指令 第 438 号	昭和 43 年 1 月 13 日	熊本市御幸笹田町字宮ノ後 37 番 5 の一部, 38 番 3, 39 番 3, 40 番 9	4.00~ 8.00	80.7
後	熊本市指令（建指）第 H24-039 号	平成 25 年 1 月 24 日	熊本市南区御幸笹田四丁目 37 番 1, 38 番 3, 39 番 3, 40 番 9	4.00~ 4.02	65.58

公 告 第 3 3 2 号

平成 25 年 4 月 25 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を廃止したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

指定廃止の年月日	道路の位置	幅員 (m)	延長 (m)
平成 25 年 3 月 19 日	熊本市中央区坪井六丁目 300 番 1 の一 部	4.00	15.80
平成 25 年 3 月 27 日	熊本市北区室園町 595 番, 596 番, 592 番, 812 番, 813 番, 814 番, 817 番, 818 番	4.00	87.60
平成 25 年 3 月 29 日	熊本市東区新生一丁目 234 番・235 番・236 番・237 番・238 番の各 一部	4.00	28.10

公 告 第 3 3 6 号

平成 25 年 4 月 26 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区内田町字小築籠 1925 番 1
361.63 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市西区池上町 629 番地 1 AJIFU202 号
中島 淳美

公 告 第 3 3 7 号

平成 25 年 4 月 26 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が

完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区植木町広住字水堀 1 3 0 3 番 3
4 9 9 . 5 5 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市西区花園二丁目 1 番 2 号 シティライフホンダ 2 0 5 号室
榎原 悦郎 榎原 麗子

公 告 第 3 3 8 号

平成 2 5 年 4 月 3 0 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による新設の届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 2 5 年 8 月 3 0 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス熊本店
熊本市東区長嶺四丁目 2 1 7 8 番 3 5 外 6 筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
ダイレックス株式会社 代表取締役 大寫 秀昭	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 9 3 0 番地

- 3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
ダイレックス株式会社 代表取締役 大寫 秀昭	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 9 3 0 番地
未定	未定

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成 2 5 年 1 1 月 8 日（開店希望日）
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2, 0 2 5 平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 9 0 台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
A 棟北西側 3 0 台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
A 棟北側 7 8 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
A 棟内北側 2 0 立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前 9 時から午後 1 0 時まで

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所 建物敷地北側及び西側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成25年4月17日
- 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
熊本市農水商工局商工振興課、熊本市東区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
- (2) 縦覧期間
平成25年4月30日から平成25年8月30日まで

公 告 第 3 4 1 号

平成25年4月30日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区山ノ内一丁目3098番1
1、776.36平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区尾ノ上一丁目5番20号
株式会社 南栄開発
代表取締役 泉 清
熊本市中央区平成三丁目16番27号
株式会社 九建ホーム
代表取締役 福嶋 正夫

中 央 区

中央区告示第5号

平成25年4月17日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第29号)第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成25年4月12日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 淵 啓 子

以下、登載省略

中央区告示第6号

平成25年4月19日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第29号)第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成25年4月15日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 渕 啓 子

以下、登載省略

中央区告示第 7 号

平成 25 年 4 月 25 日

住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 8 条、住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 25 年 2 月 15 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 渕 啓 子

以下、登載省略

東 区

東区告示第 4 号

平成 25 年 4 月 19 日

住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 8 条、住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 25 年 4 月 15 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市東区長 西 島 徹 郎

以下、省略

東区告示第 5 号

平成 25 年 4 月 24 日

住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 8 条、住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 25 年 4 月 22 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市東区長 西 島 徹 郎

以下、登載省略

南 区

南区告示第 1 号

平成 25 年 4 月 26 日

住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 8 条、住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 25 年 3 月 26 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市南区長 永 目 工 嗣

以下、登載省略

南区告示第 2 号

平成 25 年 4 月 26 日

住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)第 8 条、住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 25 年 3 月 28 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市南区長 永 目 工 嗣

以下、登載省略

南 区 告 示 第 3 号

平成 25 年 4 月 26 日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条及び第12条第1項の規定により、次の者の住民票を平成25年3月28日に職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

熊本市南区長 永 目 工 嗣

以下、登載省略

上 下 水 道 局

上下水道局告示第23号

平成 25 年 4 月 19 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年水道局規程第5号)第10条第1号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第742号	熊本市北区植木町木留771番地1 有限会社實土木産業 代表取締役 中川 実	平成25年4月16日

上下水道局告示第24号

平成 25 年 4 月 22 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年水道局規程第5号)第10条第1号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日
第743号	熊本県宇土市古保里町990番地6 富永電機商会 代表者 富永 一成	平成25年4月17日

上下水道局告示第25号

平成 25 年 4 月 24 日

次の者を熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者として指定したので、熊本市上下水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年水道局規程第5号)第10条第1号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	指定年月日

第 7 4 4 号	福岡県春日市下白水北二丁目 8 番地 F 5 0 3 号 熊本水道メンテナンス 代表者 山見 拓也	平成 2 5 年 4 月 2 2 日
-----------	---	--------------------

上下水道局告示第 2 6 号

平成 2 5 年 4 月 3 0 日

次の者から給水装置工事業の廃止の届出があったので、熊本市上下水道局指定給水装置工事業業者規程（平成 1 0 年水道局規程第 5 号）第 1 0 条第 2 号の規定により告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	事業所所在地・名称・代表者名	廃止年月日
第 7 1 7 号	八代市大福寺町 6 0 2 番地 1 落合設備 代表者 落合 知之	平成 2 5 年 4 月 1 5 日

教 育 委 員 会

教委規則第 6 号

平成 2 5 年 4 月 3 0 日

熊本市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

熊本市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市公民館条例施行規則（昭和 2 6 年規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「午前 9 時から午後 5 時まで」の次に「、テニスコートについては午前 9 時から午後 6 時まで」を加える。

第 9 条第 1 項中「公民館及び分館を使用しようとする者」を「条例第 3 条第 1 項の規定により公民館及び分館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の使用の許可を受けようとする者」に、「使用者登録申請書」を「公民館使用者登録申請書」に改め、同条第 3 項中「使用者登録申請書に内容の変更が生じた場合」を「前項の規定による登録を受けた者は、第 1 項の申請書に変更が生じたとき」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「公民館及び分館を使用しようとする者」を「公民館及び分館の施設等の使用の許可を受けようとする者」に改め、同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「公民館及び分館の使用を許可するときは、公民館使用許可書（様式第 3 号）を交付する」を「第 1 項の申請書を審査し、施設等の使用を適当と認めるときは、当該申請者に公民館使用許可書兼領収証（様式第 3 号）を交付するものとする」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「前 4 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とする。

第 1 3 条中「公民館使用変更許可書」を「公民館使用変更許可書兼領収証」に改める。

様式第 1 号中「※ 1 人での部屋使用はできません。」を削る。

様式第 2 号中「第 1 0 条」を「第 1 0 条第 1 項」に改める。

様式第 3 号中「第 1 0 条」を「第 1 0 条第 3 項」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 7 月 1 日から施行する。

教 委 告 示 第 7 号

平成 25 年 4 月 19 日

熊本市教育委員会会議を次のとおり開催する。

熊本市教育委員会委員長 崎 元 達 郎

- 1 日時
平成 25 年 4 月 26 日（金） 午後 2 時から
- 2 場所
マスマチュアル生命ビル 7 階 会議室
- 3 議案
 - (1) 熊本市公民館条例施行規則の一部改正について
 - (2) 就学指導委員会委員の任命について
- 4 協議
体罰に関する調査結果報告について
- 5 報告
 - (1) 平成 25 年第 1 回定例市議会報告について
 - (2) 平成 26 年度教員採用選考試験について
 - (3) 熊本市学校給食共同調理場民間委託業務評価委員会 平成 24 年度評価報告について
 - (4) 熊本市立学校夏休みプール開放事業について
 - (5) 広報広聴関係について

監 査 事 務 局

監 委 公 告 第 7 号

平成 25 年 4 月 23 日

平成 25 年 3 月 1 日に受理した熊本市長に対する措置請求（請求人 金津 紀代 外 10 名）について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づき、その監査結果を次のとおり公表する。

熊本市監査委員 平 塚 孝 一

熊本市監査委員 坂 本 邦 彦

第 1 請求の受理

本件監査請求は所要の法定要件を具備しているものと認め、平成 25 年 3 月 1 日にこれを受理した。

なお、監査執行の途上において、監査委員のうち、堀洋一は平成 25 年 3 月 31 日付けで退任し、後任として翌 4 月 1 日付けで平塚孝一が就任し、本件監査を執行した。

第 2 監査の実施

1 監査委員の除斥について

議員から選任された田尻清輝及び竹原孝昭各監査委員は、自己の一身上に関する事件又は自己の従事する業務に直接利害関係のある事件に当たるため、地方自治法第 199 条の 2 の規定により本件監査から除斥した。

2 請求の趣旨

措置請求書に記載されている事項及び陳述の内容から、請求の趣旨を次のように解した。

熊本市長は、熊本市議会の各議員（以下「各議員」という。）に対し、平成 23 年度に熊本市議会政務調査費（以下「本件政務調査費」という。）を交付したが、交付を受けた議員の収支報告書や領収書を閲覧した結果、熊本市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「本件条例」という。）に定める用途基準に違反した不適正・不適切な使用の事例（以下「本件各支出」という。）が見られた。

熊本市長は、用途基準に違反して政務調査費を使用した各議員に対し、本件条例に基づき本件

各支出相当額を熊本市に返還するよう求めるべきところ、返還を求めていないので、適切な措置を講じるよう求める。

3 監査の対象事項と判断事項

措置請求書に記載されている事項及び事実を証する書面並びに請求人の陳述内容から、本件各支出を監査の対象事項とし、次の2点について判断することにした。

- (1) 本件各支出に関し熊本市長に違法又は不当に返還の請求を怠る事実があるか否か。
- (2) 本件各支出が本件条例等で定める使途基準に合致しているか否か。

なお、措置請求書及び事実証明書並びに請求人の陳述内容等から、本件各支出については次に示す表のように解した。

『本件各支出一覧表』

議員名	具体的な内容 ※()は支出額、単位は円
落水 清弘 議員	ア 書籍代 a 「坂の上の坂」 (1,155) b 「新脳内革命 春山茂雄 71歳！体内年齢28歳のレシピ」 (1,600) c 「頭のいい子を育てる母親は、ここが違う！」 (1,260)
田尻 善裕 議員	イ 書籍代 a 「風水の本—天地を読み解き動かす道教占術の驚異」 (1,260) b 「完全定本 風水大全」 (3,990)
下川 寛 議員	ウ 大学院専門職コース学費 (282,000)
坂田 誠二 議員	エ 広報費から支出された広報紙配布準備業務代及び広報紙配布業務代を人件費とした場合の人件費支出総額と人件費使途基準上限額との差額 (428,444)
田中 誠一 議員	オ 事務所費 a 家賃 (600,000) b 水光熱費分担金 (21,000) c 電話代 (81,555) … 請求人から削除の申し出あり。
家入 安弘 議員	カ 事務所費 家賃 (900,000) … 請求人から削除の申し出あり。
紫垣 正仁 議員	キ 事務所費 家賃 (780,000)

4 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定に基づいて、請求人に対し、平成25年3月5日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

新たな証拠として、上記『本件各支出一覧表』（以下「一覧表」という。）中「ア 書籍代 a から c」の書籍各1冊が提出された。

5 措置請求書の補正並びに一部監査の中止

当該措置請求書が提出された当初、全体として法定要件を具備しているとして受理をしたものの、一覧表中「紫垣正仁議員 キ 事務所費」については、実質審査を進めるなかで、措置請求書及び事実証明書として添付されていた写真等では、違法又は不当な事実を推認することができず、また請求人の陳述の際にも新たな証拠は提出されず、請求の実質的要件を欠くと判断した。

よって請求人に対し、平成25年3月8日に当該支出について措置請求書の補正の機会を与えた。

請求人から平成25年3月11日に補正の届が提出され、これを受理するとともに、その内容から当該支出について、違法又は不当な事実を推認できると判断し、監査を執行する

こととした。

なお、補正に要した期間が短かったため、補正に伴う監査期間の延長はしないこととした。

また、同届において、一覧表中「田中誠一議員 オ 事務所費 c 電話代」及び「家入安弘議員カ事務所費 家賃」については、措置請求書から削除する旨の申し出があったことから、当該支出については請求が取り下げられたものとして以後の監査を行わないこととした。

6 監査の方法など

(1) 関係職員の事情聴取

地方自治法第 242 条第 7 項の規定に基づき、平成 25 年 3 月 13 日に次の職員から事情聴取を行った。

熊本市議会事務局長、同 次長、同 総務課長、同 議事課長、総務課職員、議事課職員

(2) 関係人の調査

地方自治法第 199 条第 8 項の規定に基づき、必要に応じて各議員に文書で照会するとともに、平成 25 年 4 月 8 日に事情聴取を行った。

・文書による照会を行った議員

落水清弘議員、田尻善裕議員、下川寛議員、坂田誠二議員、田中誠一議員、紫垣正仁議員

・事情聴取を行った議員

紫垣正仁議員

(3) 関係書類の精査等

監査の対象とした事項について、関係書類を精査し、関係法令並びに裁判例など参照した。

第 3 監査の結果

1 主文

本件各支出に関する請求については、請求人の主張には理由を認めることができないので、請求を棄却する。

2 事実関係（搭載省略）

3 判断

(1) 「本件各支出に関して熊本市長に違法又は不当に返還の請求を怠る事実があるか否か」について

ア 収支報告書について

地方自治法では、政務調査費の使途の透明性を確保するため、「政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）」を議長に対して提出しなければならないとされている。

政務調査費の収入及び支出の報告を議長に対して提出することと規定した地方自治法の趣旨について最高裁判所は「この趣旨は、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、調査研究報告書の会派内部における活用と政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、調査研究報告書には会派及び議員の活動の根幹にかかわる調査研究の内容が記載されるものであることに照らし、議員の調査研究に対する執行機関からの干渉を防止するところにあるものと解される。」と判示している（平成 17 年 11 月 10 日判決）。

イ 政務調査費に関する議長の調査権限について

地方自治法及び本件条例、本件規則並びに本件規程（以下「本件条例等」という。）の規定によると、政務調査費の交付を受けた各議員は、交付を受けた年度の翌年度の 4 月 30 日までに当該政務調査費に関する領収書等の証拠書類の写しを収支報告書と併せて議長に提出しなければならないと定めている（本件条例第 6 条）。また、収支報告書等の提出を受けた議長は、必要があると認めるときは、当該収支報告書等に係る政務調査費の支出について調査することができるものとされている（本件規程第 4 条）。

地方自治法や本件条例等の規定からすると、議長は政務調査費に係る調査権限や審査権限

を有しているものと解される。

ウ 政務調査費に関する市長の調査権限について

一方、熊本市長の政務調査費に係る調査権限を定める規定は、地方自治法及び本件条例等のいずれにも存在せず、本件条例の規定によって、議長から収支報告書が送付されるに過ぎない（本件条例第7条）。

しかし、法令等に直接的な規定がないからといって、公金たる政務調査費に関する調査権限や審査権限が全て議長や議会の自律にのみ委ねられていて、市長の当該調査権限や審査権限が除外されていると解することはできない。

地方自治法の収支報告書に係る規定に関する前記最高裁の判決は、会派ないし議員の調査研究活動そのものに対する執行機関の干渉を防止する趣旨であることを述べているに過ぎないのであって、市長が、公金たる政務調査費が適正に使用されているかどうかを調査し審査することに対し、議会や議員の自律性を侵害し、また干渉するものであると述べているわけではない。

そして、公金たる政務調査費を支出した市長は、予算の執行に関する長の調査権等を定めた地方自治法第221条第1項の規定の趣旨等から考察しても、当該政務調査費が適正に使用されているかどうかを調査し、審査する権限を当然に有するものと解することが相当である。

このことに関し、仙台高等裁判所は「・・・収支報告書の提出、会計帳簿の調整、領収書の整理保管が議員に義務付けられていることからすると・・・(中略)・・・支出したものが本件用途基準に照らして適正なものであるか否かについては、公金たる政務調査費を交付する者の審査を受けることが予定されているものといわざるを得ない。・・・(中略)・・・本件条例や本件規則には、市長の調査権限を定めた規定がないことは控訴人の主張するとおりであるが、公金を管理する者として、その公金が適正であったか否かを審査し得ることは当然である。また、・・・(中略)・・・支出が適正であったか否かを調査することは議員や議会の自律性を侵害するものとはいえない。・・・(中略)・・・必要な支出をしたことを裏付ける資料がない支出がある以上、控訴人が不当利得返還請求をしないことは違法な懈怠にあたるというべきである。」（平成19年4月26日判決）と判示している。

エ 本件政務調査費に関する熊本市長の「怠る事実」について

以上のことからすると、公金たる政務調査費については「交付する者の審査を受けることが予定されているものといわざるを得ない」のであり、仮に、政務調査費が不適正に使用された事実が存在しているにもかかわらず、当該政務調査費を使用した者に対し「公金の管理」を行うべき熊本市長が相当額の返還の請求をしていないとすれば、当該返還請求権の不行使は、地方自治法第242条第1項で規定する「財産の管理を怠る事実」（最高裁、昭和62年2月20日判決を参照）に当たるもので、住民監査請求の対象になるといえる。

オ 結論

したがって、本件各支出のなかに、本件用途基準に合致しない不適正なものが認められるにもかかわらず、当該本件各支出に関して、熊本市長が相当額の返還の請求を行っていない事実が認められるとすれば、当該返還請求権の不行使は「財産の管理を怠る事実」に該当するものであると考える。

(2) 「本件各支出が本件条例等で定める用途基準に違反しているか否か」について

ア 判断の基準について

政務調査費の制度は地方議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るものである。そして、地方議会は、条例の制定、予算の議決等地方行政全般について広範な権能があり、議員の調査研究活動もまた多岐にわたるものであるから、調査研究活動と市政との関連性、その目的や必要性、方法や態様等については基本的には議員の裁量に委ねられていると考えられる。

しかしながら、政務調査費が地方公共団体の公金から支出され、その財源が住民の経済的負担に依拠している以上、これを用いて議員が行う市政に関する調査研究活動は、市政と無関係に行われるものであってはならず、また、無制約に認められるものではない。

地方自治法の規定を受けて制定された本件条例第 5 条並びに本件条例第 10 条の委任を受けて制定された本件規則第 5 条並びに本件規程第 3 条には、政務調査費の使途基準（以下「本件使途基準」という。）が定められているが、政務調査費としての支出がその必要性、合理性を明らかに欠くような場合には、本件使途基準に適合しないものといえる。

以上のことに鑑みると、本件各支出が本件使途基準に合致するかどうかは、議員が行った調査研究の目的と市政の関連性、調査研究活動の内容と調査研究目的の関連性、支出額の相当性、調査研究結果の市政への影響等を総合的に勘案して考察することが相当であると考え

イ 本件各支出の個別的な検討

(ア) 落水清弘 議員

請求人は、3冊の書籍代について、「この書籍を実際に購入して請求人で手分けして読んでみたが、これらのものは個人で購入し読まれるべきものであり、政務調査費という公金を使って読むものとは考えられず、不相当であるので返還を求める。」旨主張している。

書籍 a「坂の上の坂」、b「新脳内革命 春山茂雄 71 歳！体内年齢 28 歳のレシピ」及び c「頭のいい子を育てる母親は、ここが違う！」の購入代は、調査研究活動のために必要な図書を購入費として、それぞれ 1,155 円、1,600 円、1,260 円が資料購入費から支出されている。

前記「3判断(2)ア判断の基準について」に照らせば、調査研究活動と市政との関連性、その方法や態様については、基本的には議員の裁量に委ねられていることから、請求人が実際に当該書籍を読んだうえ政務調査には不相当と主張しても、この書籍が極めて不相当あるいは著しく高額であるなど、明らかにその必要性や合理性を欠くことが認められない限り、本件支出が本件使途基準に違反しているということとはできないものとする。

落水議員に文書で照会したところ、同議員から、それぞれの書籍に関し、ヨーロッパ型教育理論の日本の教育現場への活用や、脳科学の保健指導への活用、子育て分野等、調査研究活動に有益で、市民の価値観を取り入れた政治課題解決に必要であり調査対象とした、という調査研究目的や購入理由、活用方法などについて回答がなされた。

このようなことから、本件支出 a、b 及び c に係る書籍はいずれも、調査研究活動との合理的な関連性、有益性が認められ、請求人の主張には理由がない。

(イ) 田尻善裕 議員

請求人は、2冊の書籍代について、「これらのものは個人として購入し読まれるべきものであり、政務調査費という公金を使って読むものとは考えられず、不相当であるので返還を求める。」旨主張している。

書籍 a「風水の本一天地を読み解き動かす道教占術の驚異」、b「完全定本 風水大全」の購入代は、調査研究活動のために必要な図書を購入費として、それぞれ 1,260 円、3,990 円が資料購入費から支出されている。

政務調査費で購入する書籍についての考え方は、前述したとおりであり、当該 2冊の書籍は、その書籍名からすると、一般的に個人的な趣味・興味の範囲に属するものであることがうかがえた。

田尻議員に購入の目的を文書で照会したところ、同議員から、両書籍に関し、議員派遣の東アジア訪問で、シンガポールの街が風水を元に作られていることを知り、日本との違い、風水の視点からの都市計画で熊本をアジアの方から選ばれる街に出来ないか、そのヒントを得るために購入したもの、という調査研究目的や購入理由、活用方法などについて回答がなされた。

このようなことから、本件支出 a 及び b に係る書籍はいずれも、調査研究活動との合理的な関連性、有益性が認められ、請求人の主張には理由がない。

(ウ) 下川寛 議員

請求人は、「大学院専門職コース学費の支出は、個人のスキルアップのための支出であり、生涯、議員であるかも分からない状況で学費を政務調査費から支出するのは不相当であるので返還を求める。」旨主張している。

「大学院専門職コース入学費用」は、平成 24 年 3 月 8 日に 282,000 円が研修費から支出されている。これは下川議員が平成 24 年度に熊本大学大学院社会文化科学研究科公共政策専門職コースに入学するための入学金である。

研修費の使途基準では、議員又は会派が、研修会、講演会等を開催するため又は他の団体の開催する研修会、講演会等に参加するために要する経費とされている。本件規程の使途基準表の細目や例示に「大学院の入学金」又はそれと同種と考えられるものは規定されておらず、本件規程よりさらに政務調査費の具体的な運用例を示した「政務調査費運用の手引き」（平成 23 年 4 月改定、熊本市議会、以下「手引き」という。）においても、研修費の項目にその例示はない。

このことについて、議会事務局職員に事情聴取したところ、当該公共政策学の授業が、使途基準で認められている研修会、講演会の参加に該当すると判断した、授業料ではなく入学費用であるが、授業料に付随するもので政務調査費の支出として妥当と判断した、また、個人的な事務処理上のスキルアップのためのものは該当しないが、今回の例は議員としての知識の習得のためのものであり、政務調査費として認められると判断した、と回答があった。

下川議員に文書で照会したところ、調査研究活動及び市政への効果等について詳細な回答がなされた。この回答は、大学院での調査研究の最終報告として提言書を作成中であること、履修中に作成したレポートを市議会一般質問に活用したこと、自身の考察を熊本市上海事務所の今後の活動及び熊本市の東アジア戦略のために活用予定である、というものであった。

また、同じく提供された「履修科目控」によれば、財政政策論、財政管理論、比較行政論、地方行政論、現代政治行政論、地域政策論など、その科目名から、市政との関連性が認められた。

本件使途基準等に例示がないからといって、直ちに政務調査費として認められないということにはならない。地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきている状況をふまえれば、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るために必要な経費は、本件条例第 5 条の「市政に関する調査研究に資するために必要な経費」に該当するものといえる。さらに、前記「3 判断(2)ア判断の基準について」に照らせば、調査研究活動と市政との関連性、その方法や態様については、基本的には議員の裁量に委ねられていることから、既存の大学院等の授業を活用し行われる議員の調査研究活動も、その一つの態様として認められるものと考えられる。

このようなことから、本件支出は下川議員のスキルアップのためだけにかかるものとは言いきることはできず、請求人の主張には理由がない。

(エ) 坂田誠二 議員

請求人は、「一度だけ発行の広報紙の配布業務のための支出が 870,859 円とは異常に高額である。また、広報費で支出された広報紙配布準備業務代金及び広報紙配布業務代金は人件費で支出すべきものであり、それを加えて算出した場合の人件費総額のうち、人件費の使途基準の上限額を超えた 428,444 円の返還を求める。」旨主張している。

広報紙配布準備業務代は、平成 24 年 1 月 10 日に 22,500 円、21,000 円、18,750 円が

それぞれ 1 人、3 人、1 人に合計 104,250 円、広報費から支出されている。支出伝票に添付された領収証の額面は 30,000 円、28,000 円、25,000 円で、その 3/4 の割合での支出となっている。また、広報紙配布業務代は、同年 1 月 25 日に 56,250 円、45,000 円がそれぞれ 1 人、7 人に合計 371,250 円、同じく広報費から支出されている。添付の領収証の額面は 75,000 円、60,000 円で、その 3/4 の割合の支出となっている。

まず、請求人が異常に高額と主張する「広報紙の配布業務のための支出」であるが、これは措置請求書によれば、広報紙配布準備業務代 104,250 円、配布業務代 371,250 円、送料 395,359 円の合計である。

坂田議員に文書で照会したところ、個人ではなく専門の配送業者へ依頼することについても検討したが、配布先の住宅が密集していないため、安価な配布はできない、作成した広報紙の全部数を通常の郵送で配布した場合との経費の比較を示したうえ、できるだけ配布に係る経費が安価になるよう努力した結果であると回答がなされた。

そこで、広報紙配布準備業務代金及び配布業務代金を広報費から支出したことの適否について検討すると、まず、広報費の使途基準では、議員又は会派が、その調査研究活動及び議会活動並びに市の政策について市民に報告し、又は広報するために要する経費とされている。手引きでは、「広報費は、・・・広報紙誌・報告書の作成、印刷費、送料・配布料、発送事務費、街頭演説経費などが対象となります。」とある。そうすると、本件支出は、この送料・配布料、発送事務費に該当する。

また、坂田議員から提出された広報紙を確認したところ、「市議会議員 坂田誠二市政だより」とされた紙面の 3/4 に調査研究活動及び市の政策の報告が掲載されており、使途基準に則り、支出額は適正に按分されたことが認められた。

このようなことから、本件支出には何ら疑義を生じさせるものは認められず、請求人の主張には理由がない。

(4) 田中誠一 議員

請求人は、「政務調査費専用事務所として届けられた住所、電話番号は文具店のものである。同所には事務所の標識も無く、事務所として借用されたとは考えられないので、事務所費として支出された家賃 600,000 円及び電気代 21,000 円の返還を求める。」旨主張している。

田中議員が議長あてに提出した政務調査費事務所等届に記載してある住所及び電話番号を見ると、請求人の主張のとおり、事実証明書として提出された電話帳の写しにある文具店の住所及び電話番号と同じであることが認められた。

次に、支出伝票に添付された一年間通用の領収証の記載を見ると、「自 平成 23 年 4 月 1 日至 平成 24 年 3 月 31 日、1 ヶ月 ¥51,750、内訳 家賃 ¥50,000・分担金 ¥1,750」となっており、その下部に毎月の受取日と領収印の押印がある。請求人がいう電気代とは、その金額から領収証にある分担金を指していると解した。

田中議員に文書で照会し、事務所の賃貸借契約書の写しを求めたところ、回答及び建物賃貸借契約書の写しと 5 枚の写真の提供がなされた。

回答によれば、政務調査事務所は、当該文具店の二階にあること、以前は一階入口に立看板を設置していたものの、狭く邪魔になると指摘され撤去し、現在は二階に「田中誠一政務調査事務所」と表示しているということであった。提供された契約書において、事務所の所在地が届けのそれと合致していること、使用目的は事務所の目的のみに使用するとされていること、水道光熱費及び電話取次ぎについて、分担金として月額 1,750 円とされていることを確認した。これにより、文具店の電話を使用していることがうかがえ、事務所の届の電話番号が当該文具店の番号と同じである理由が認められた。さらに、提供された写真から、回答にある事務所の表示が事務所入口にあること、表示の奥の部屋内部にデスクやソファ、書棚等が設置され、事務所としての形態が整っていることが認められた。

このようなことから、田中議員の政務調査費事務所等届と実態は合致しており、請求人の

主張には理由がない。

(カ) 紫垣正仁 議員

請求人は、「事務所届に記載された住所は、紫垣議員夫妻の日常生活の場であるという近隣からの情報が寄せられており、自宅事務所であればその家賃は支出すべきではないので、事務所費として支出された家賃 780,000 円の返還を求める。」旨主張している。また、請求人は、当該事務所の住所はマンションで事務所の表示もなく、近隣に「紫垣正仁自宅」の表示があるが、この自宅は紫垣議員の父親の自宅を指しており、隣は兄弟の家であると述べている。

紫垣議員が議長あてに提出した政務調査費事務所等届の記載内容を見ると、事務所所在地は「熊本市中央区帯山四丁目 2 9 - 3 5」、届出の住所は「熊本市中央区帯山五丁目 1 5 - 2 9」であった。

紫垣議員に文書で照会したところ、事務所所在地は上記に相違ないが、届出の住所は「熊本市中央区帯山五丁目 1 5 - 2 9」ではなく、「熊本市中央区帯山五丁目 1 5 - 3 3」であるとの回答がなされたことから、紫垣議員に直接事情聴取を行った。また、事務所の賃貸借契約書の写しを求めたところ、建物賃貸借契約書の写しと 4 枚の写真の提供がなされた。

これにより、請求人が提出した証拠写真については、写っているマンションは政務調査費事務所がある棟とは別の棟の写真であることや、写っている家は両親並びに兄家族の住居で、紫垣議員本人の自宅とは別の場所であることから、実態とは相違している旨回答がなされた。

また、現在の住所地である「熊本市中央区帯山五丁目 1 5 - 3 3」には、平成 2 1 年に政務調査費事務所等届を議長あてに提出した後、変更があったとの回答であり、これは、届いた郵便物の住所及び議員名簿における住所、さらには、住民票と一致していることが認められた。

次に、事務所は政務調査費事務所等届の所在地「熊本市中央区帯山四丁目 2 9 - 3 5」にある 3 棟のマンションのうちの C 棟 3 0 1 号室で、住居としてではなく事務所として使用しているとの回答であり、提供された写真から、C 棟 3 0 1 号室の入口に事務所の表記がされていること、部屋内部にデスクやソファ、書棚等が設置され、事務所としての形態が整っていることが認められた。

このようなことから、紫垣議員の政務調査費事務所等届と実態は合致しており、請求人の主張には理由がない。

4 結論

以上のとおりであるから、主文のとおりとする。

5 監査委員の意見

政務調査費の制度は地方議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るものであり、その活動は多種多様で広範なものであって、自主性、自律性は十分に尊重されなければならない。

しかし、政務調査費の財源は住民の経済的な負担に依拠し、地方公共団体の公金をもって支出されることから、その用途における透明性を確保し、市民に対する説明責任を十分に果たすことが求められることはいうまでもないことである。

熊本市議会においては、平成 2 3 年度から車燃料代の上限や、図書購入の際の書籍名の記載の義務付けを定め、また、平成 2 4 年 1 0 月 1 日からは政務調査費に関する領収書等の証拠書類の写しが閲覧できるようになるなど、透明性を確保するため様々な取り組みが行われているところであり、その効果については今回請求人も認めることである。

しかしながら今回、大学への通学のための費用のように用途基準に具体的な定めがないものや、マンションの一室を事務所として使用する場合に住民の誤解を招くようなこともあったことから、これらについては、他都市の例等も参考に検討を行い、政務調査費の支出にかかる透明性の確保はもとより住民の納得が十分得られるような支出基準づくりを望むものである。

そして、政務調査費による調査研究活動の充実が、市民の信頼を基盤とした議会活動並びに市政運営の更なる活性化に繋がることを強く期待したい。

人 事 委 員 会

人 委 規 則 第 3 号

平成 2 5 年 4 月 1 6 日

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長 森 山 義 文

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（平成 6 年人委規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長事務部局の項中「技監」を削り、「審議員」を「審議員 副室長」に、「主幹及び係長」を「及び係長」に、「主幹及び主査」を「主査」に、「主査、主任主事及び主事」を「主査及び主任主事」に、「課長補佐、主査、参事、主任主事及び主事」を「課長補佐、主幹、主査、参事及び主任主事」に改め、同表教育委員会事務局の項中「教育長」を「教育長 総括審議員」に、「教育政策課の課長補佐」を「教育政策課の課長補佐、主幹」に、「主任主事及び主事」を「主事」に、「教職員課の課長補佐、主幹」を「教職員課の課長補佐」に改め、監査事務局の項中「監査審議員」を削る。

別表第 2 中

「

東京事務所	所長 首席総務審議員 副所長
斎場	場長

」

を

「

東京事務所	所長 首席総務審議員 副所長
-------	----------------

」

に、

「

市民会館	館長
舞台事業室	室長

」

を

「

市民会館	館長
------	----

」

に、

「

土木センター	所長 課長
--------	-------

」

を

「

土木センター	所長 副所長 課長
--------	-----------

」

に、

「

西部土木センター河内分室	室長
--------------	----

」

を

「

西部土木センター河内分室	室長
土木センター地域整備室	室長

」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

人 委 規 則 第 4 号

平成 25 年 4 月 16 日

公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市人事委員会委員長 森 山 義 文

公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する規則（平成 14 年人委規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) 一般財団法人 救急振興財団

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の公益的法人等への熊本市職員の派遣等に関する規則の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

熊本市人事委員会公告第 3 号

平成 25 年 4 月 16 日

平成 25 年度熊本市職員採用試験案内（上級職等）について、次のとおり公告する。

熊本市人事委員会委員長 森 山 義 文

- 1 試験名称 平成 25 年度熊本市職員採用試験（上級職等）
- 2 申込期間 平成 25 年 5 月 7 日（火）から平成 25 年 5 月 20 日（月）まで
インターネットによる申込は平成 25 年 5 月 7 日（火）から平成 25 年 5 月 19 日（日）まで
- 3 試験区分、職種、採用予定者数

試 験 区 分	職 種	採 用 予 定 者 数	
上 級 職	事 務 職	20 人程度	
	社 会 福 祉 職	2 人程度	
	技 術 職	土 木	20 人程度
		建 築	2 人程度
		機 械	3 人程度
		電 気	8 人程度
		化 学	1 人程度

		農 業	1 人程度
免 許 資 格 職 (上 級 職)	保 健	師	2 人程度
消 防 職	上 級 消 防	職	4 人程度

4 試験案内配布場所

- (1) 熊本市役所本庁舎（1階総合案内、13階人事委員会事務局）
- (2) 熊本市各区役所
- (3) 熊本市各総合出張所及び各出張所
- (4) 熊本市消防局（消防職に関する試験案内のみ配布）
- (5) 熊本市東京事務所
- (6) 熊本市時間外証明窓口（中央区役所内）
- (7) 熊本市市民サービスコーナー（くまもと森都心プラザ内）

熊本市人事委員会公告第4号

平成25年4月16日

平成25年度熊本市職員採用選考試験案内について、次のとおり公告する。

熊本市人事委員会委員長 森 山 義 文

- 1 試験名称 平成25年度熊本市職員採用選考試験（民間企業等経験者）
- 2 申込期間 平成25年5月7日（火）から平成25年5月20日（月）まで
- 3 職種、採用予定者数

職 種	採 用 予 定 者 数
事 務 職	4 人程度
技 術 職 (土 木)	3 人程度

4 試験案内配布場所

- (1) 熊本市役所本庁舎（1階総合案内、13階人事委員会事務局）
- (2) 熊本市各区役所
- (3) 熊本市各総合出張所及び各出張所
- (4) 熊本市東京事務所
- (5) 熊本市時間外証明窓口（中央区役所内）
- (6) 熊本市市民サービスコーナー（くまもと森都心プラザ内）

熊本市人事委員会公告第5号

平成25年4月16日

平成25年度熊本市職員採用選考試験案内について、次のとおり公告する。

熊本市人事委員会委員長 森 山 義 文

- 1 試験名称 平成25年度熊本市職員採用選考試験（学芸員・文化財専門職、助産師・看護師）
- 2 申込期間 平成25年5月7日（火）から平成25年5月20日（月）まで
- 3 試験区分、職種、採用予定者数

試験区分	職 種	採用予定者数
上 級 職	文化財専門職	2人程度
免 許 資 格 職 (上 級 職)	学芸員 (地質)	1人程度
	助産師	2人程度
免 許 資 格 職 (中 級 職)	看護師 (平成 25 年 10 月 1 日採用)	8人程度
	看護師 (平成 26 年 4 月以降採用)	20人程度

4 試験案内配布場所

- (1) 熊本市役所本庁舎 (1階総合案内、13階人事委員会事務局)
- (2) 熊本市各区役所
- (3) 熊本市各総合出張所及び各出張所
- (4) 熊本市東京事務所
- (5) 熊本市時間外証明窓口 (中央区役所内)
- (6) 熊本市市民サービスコーナー (くまもと森都心プラザ内)